

1 第168回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第168回国会（臨時会）は、平成19年（2007年）9月10日に召集された。国会の会期は、当初11月10日までの62日間であったが、11月9日に12月15日まで35日間延長され、さらに、12月14日に翌年1月15日まで31日間延長され、最終的な会期は計128日間となった。

開会式は、召集日の午後1時から参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日の本会議で、議院運営を除く16常任委員長の選挙（議長指名）及び災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの5特別委員会の設置が行われた（特別委員長は同日の各特別委員会で選任）。

衆議院では、災害対策等の6特別委員会が召集日に設置された。

(安倍内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

安倍内閣総理大臣による所信表明演説が召集日の9月10日に両院の本会議で行われたが、衆議院における代表質問の初日として本会議が予定されていた12日に安倍内閣総理大臣が辞意を表明したことに伴い、衆参での代表質問は行われないことになった。

9月25日、安倍内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。衆議院では、記名投票の結果、衆議院議員福田康夫君（自民）が内閣総理大臣に指名された。次いで、参議院では、最初の記名投票で投票の過半数を得た者がなかったため、決選投票を行った結果、衆議院議員小沢一郎君（民主）が内閣総理大臣に指名された。内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、参議院からの請求により内閣総理大臣の指名両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかった。そのため、憲法第67条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、福田康夫君が第91代（歴代58人目）の内閣総理大臣に指名された。これを受けて新内閣の組閣が行われ、翌26日、福田内閣が発足した。内閣総理大臣の指名について衆参両院の議決が一致しなかったのは、平成10年7月30日（第143回国会）以来9年ぶり、4例目であった。

(福田内閣総理大臣の所信表明演説及び代表質問)

10月1日、両院の本会議で福田内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。福田内閣総理大臣は、政治と行政に対する信頼の回復、自立と共生の理念に基づき将来にわたり持続可能な社会保障制度、国民の安全・安心の重視、教育の再生、男女共同参画社会の実現、改革と安定した成長、格差問題への対応、地球環境問題への取組、

世界平和に貢献する外交等についての所信を述べた。これに対する代表質問は、衆議院で10月3日及び4日、参議院で4日及び5日に行われた。参議院では、政治資金の公開、社会保障の改革、年金記録問題、医師確保対策、肝炎対策、障害者自立支援、消費税の税率引上げ、都市と地方の格差の是正策、教育問題、沖縄の集団自決に関する教科書検定、インド洋における海上自衛隊の補給活動、拉致問題を含む対北朝鮮外交、外交の基本方針、地球温暖化問題、参議院選挙後の国会運営等について質疑が行われた。

その後、衆参の予算委員会が、10月9日、10日、11日に衆議院、15日、16日、17日に参議院で、いずれも福田内閣総理大臣が出席して開かれた。

(議案審議の概況)

今国会に提出された内閣提出法律案10件は、すべて成立した。このうち、補給支援特措法案（閣法第6号）は、参議院において否決し、衆議院において再議決の結果成立了。衆議院における再議決は、第26回国会（昭和32年5月19日）以来51年ぶり、参議院で否決された法律案に対する再議決としては、第10回国会（昭和26年6月5日）以来57年ぶり、2例目であった。

衆議院で継続した内閣提出法律案9件のうち労働契約法案（第166回国会閣法第80号）等4件が成立した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出14件のうち、被災者生活再建支援法改正案（参第9号）1件が成立した。国民年金事業等運営改善法改正案（参第1号）、農業者戸別所得補償法案（参第6号）、イラク人道復興支援特措法廃止法案（参第5号）、日本郵政株式会社等の株式処分停止法案（参第7号）及びテロ根絶法案（参第13号）の5件が参議院を通過したが、このうちイラク人道復興支援特措法廃止法案は衆議院において審査未了となり、その他の4件は衆議院において継続審査となった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出24件のうち、振り込め詐欺救済法案（衆第13号）等11件が成立した。電子投票法改正案（第166回国会衆第47号）は、衆議院を通過し、参議院において継続審査となった。

(会期延長)

11月8日、自民、公明両党の幹事長及び参議院国会対策委員長から衆参両院議長に対し、会期を12月15日まで35日間延長するよう申入れがあった。翌9日、衆議院本会議において、35日間の会期延長が議決された。参議院では会期延長の議決は行われなかつた。

12月13日、自民、公明両党の幹事長及び参議院国会対策委員長から衆参両院議長に対し、会期を更に1月15日まで31日間再延長するよう申入れがあった。翌14日、衆議院本会議において、31日間の会期延長が議決された。参議院では会期延長の議決は行われなかつた。会期の再延長は、第113回国会以来19年ぶり、越年延長は、第128回国会以来14年ぶりであった。

2 決算

11月20日、平成十八年度決算及び国有財産関係2件が国会に提出された。

11月26日、参議院本会議で、平成十八年度決算の概要について額賀財務大臣から報告があった後、福田内閣総理大臣等に対し質疑を行った。同日、決算委員会において平成十八年度決算外2件の概要説明を聴取した。

12月10日、決算委員会に福田内閣総理大臣以下全大臣が出席し、平成十八年度決算外2件について全般質疑を行った。

3 法律案等

(1) 補給支援特措法案

補給支援特措法案（閣法第6号）は、平成13年9月11日に米国で発生したテロ攻撃による脅威の除去に努める活動の一環としてテロリスト等の移動を阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対する海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等の艦船に対して、自衛隊が燃料油の給油又は給水に係る補給支援活動を実施することを内容とするもの（1年の限時法）であった。

これまでインド洋における補給活動は旧テロ対策特措法に基づいて行われてきたが、同法は11月1日に効力を失うことになっていたことから、政府は当初、同法を延長するための改正案の提出を予定していた。しかし、安倍内閣の総辞職及び福田内閣の発足の後、政府・与党内の更なる調整の結果、同法の改正案に代えて、活動内容を海上阻止活動に従事する艦船に対する給油・給水に限定した新たな法律案を提出することになり、補給支援特措法案が10月17日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、10月23日の本会議で補給支援特措法案の趣旨説明及び質疑を行い、11月12日のテロ防止・イラク支援特別委員会で可決、翌13日の本会議で可決し、補給支援特措法案は参議院に送付された。

参議院では、11月28日の本会議で補給支援特措法案の趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で翌29日に趣旨説明を聴取し、質疑を12月4日（福田内閣総理大臣出席）、6日、11日、13日（午前に福田内閣総理大臣が出席して防衛省問題に関する集中審議、午後に対政府質疑）、18日、20日、25日（午前に参考人質疑、午後に対政府質疑）、27日及び20年1月8日に行った。

また、12月21日に民主から、テロの防止・根絶のための国際社会の取組に寄与するためアフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずること等を内容とするテロ根絶法案（参第13号）が参議院に提出された。同法案は、26日の議院運営委員会で本会議における趣旨説明を聴取しないことに決定（採決の結果、

可否同数のため委員長決裁により可決）し、外交防衛委員会に付託され、翌27日の同委員会で同法案の趣旨説明を聴取した。

外交防衛委員会では、翌20年1月8日午前に補給支援特措法案について参考人質疑を行い、同日午後に補給支援特措法案及びテロ根絶法案の両案について一括して質疑を行った。10日には、両案について午前に質疑、午後に福田内閣総理大臣が出席して質疑を行った後、採決を行い、両案はいずれも賛成少数で否決された。

両案に関する委員会での主な質疑項目は、海上自衛隊による給油支援活動の成果と撤収による影響、シビリアンコントロールの確保と国会承認規定の必要性、米軍等の艦船への給油燃料転用疑惑に対する透明性の確保、給油量取り違え事案及び航泊日誌の誤破棄事案の原因、アフガニスタン本土に自衛隊や文民を派遣する可能性、国際治安支援部隊及び地方復興チームの活動実態と我が国の参加の是非、民主党案における復興支援活動の具体的な内容とテロ防止・根絶への効果、民主党案における抗争停止合意の成立が可能な地域、武器使用基準見直しの必要性、我が国のアフガニスタン復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に関する一般法の必要性、前防衛次官と防衛産業をめぐる不祥事、防衛装備品調達をめぐる諸問題等であった。

翌1月11日の本会議において、補給支援特措法案は、記名投票により採決の結果、賛成少数（賛成106、反対133）で否決され、衆議院に返付された。テロ根絶法案は、記名投票により採決の結果、賛成多数（賛成120、反対118）で可決し、衆議院に提出された。委員会で否決した議案が本会議で可決されたのは、参議院では第87回国会以来、29年ぶりであった。

衆議院では、同日の本会議で、自民及び公明から提出された補給支援特措法案を直ちに再議決すべしとの動議を可決した後、同法案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、出席議員の3分の2以上の多数（賛成340、反対133）で可決した。これにより、同法案は、憲法第59条第2項に基づき、衆議院の議決のとおり成立した。テロ根絶法案は、衆議院において継続審査となった。

（2）被災者生活再建支援法改正案

被災者生活再建支援法改正案は、民主案（参第2号）が9月27日に参議院に、自民・公明案（衆第2号）が10月12日に衆議院に提出された。いずれも被災世帯の範囲、支援金の対象経費の拡充、支給要件の緩和について定めるものであったが、そのうち民主案は19年1月以降の自然災害への遡及適用や支給限度額の増額、自民・公明案は定額方式での支給を盛り込んでいた。

参議院では、参第2号について災害対策特別委員会で10月31日に趣旨説明を聴取、11月2日に質疑を行った。衆議院では、衆第2号について災害対策特別委員会で11月1日に趣旨説明を聴取、翌2日に質疑を行った。

その間、両案をめぐり与党（自民、公明）と民主との間で修正協議が行われた結果、

11月6日に合意に至り、8日、民主、自民、公明の共同提案で参議院に新たな改正案（参第9号）が提出された（参第2号は同日、衆第2号は翌9日に撤回）。新たな改正案は、被災者生活再建支援金について、年齢・収入の支給要件を廃止するとともに、被災世帯に対しその住宅の再建の態様等に応じて定額方式で支援金を支給する等の措置を講ずるほか、平成19年に発生した能登半島地震等による自然災害についても改正後の支援金の支給制度によるものとする内容とするものであった。

参議院では、新たな改正案について、災害対策特別委員会で11月8日に趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決し、附帯決議を行った。

翌11月9日の本会議で、改正案は全会一致で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、同日、災害対策特別委員会で可決した後、本会議で可決し、改正案は成立した。

（3）労働契約法案及び最低賃金法改正案

去る第166回国会において、政府から、労働者の保護を図りつつ個別の労働関係の安定を図るために労働契約に関する基本的事項を定める労働契約法案（第166回国会閣法第80号）、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げる労働基準法改正案（第166回国会閣法第81号）及び地域別最低賃金の決定基準の一つとして生活保護との整合性に配慮する旨を規定すること等を内容とする最低賃金法改正案（第166回国会閣法第82号）の3案が提出された。他方、民主から、全国最低賃金制度の創設、労働者及びその家族の生計費を基本とする最低賃金の決定基準等について定める最低賃金法改正案（第166回国会衆第34号）が提出された。これらは、いずれも衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。また、今国会に入り、民主から、就業形態にかかわらない均等待遇、有期契約労働者の保護等について定める労働契約法案（衆第1号）が衆議院に提出された。

衆議院では、11月7日の厚生労働委員会で、民主案2案が撤回された後、政府案のうち労働契約法案及び最低賃金法改正案の2案について採決の結果、それぞれ自民、民主、公明共同提案の修正案を可決し、両案を修正議決した。修正の内容は、労働契約法案については、労働契約の原則に均衡待遇及び仕事と生活の調和についての項目を追加するもの、最低賃金法改正案については、地域別最低賃金の決定に際して労働者の生計費を考慮するに当たり「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」に配慮する旨の文言を追加するものであった。両案は、翌8日の本会議でそれぞれ委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、厚生労働委員会で11月15日に両案の趣旨説明を聴取、20日に質疑、22日に参考人質疑、27日に質疑を行った後、採決を行い、最低賃金法改正案について全国最低賃金の創設等を内容とする共産提案の修正案を否決、両案を原案どおり可決した。

委員会での主な質疑項目は、労働契約法に就業規則による労働条件の変更に関する規定を設けることの妥当性、最低賃金と生活保護の整合性の在り方、最低賃金の引上げに係る中小企業支援の必要性、両法成立後の周知に向けた取組、衆議院における修正の趣旨及びその効果等であった。

翌11月28日の本会議で、両案は賛成多数で可決、成立した。

なお、労働基準法改正案は、衆議院において継続審査となった。

(4) 国民年金事業等運営改善法改正案及び厚生年金特例法案

(参議院における国民年金事業等運営改善法改正案の審議)

9月14日に民主から参議院に提出された国民年金事業等運営改善法改正案（いわゆる年金保険料流用禁止法案）（参第1号）は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであった。

参議院では、厚生労働委員会で10月25日に趣旨説明を聴取、30日、11月1日に質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、年金保険料の流用に関する考え方、事務費等を全額国庫負担とする理由とその財源の確保策、事務費等の使途をチェックする仕組み、年金相談等を名目とした施設の建設が行われる可能性等であった。

翌11月2日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出された。

(衆議院における厚生年金特例法案及び国民年金事業等運営改善法改正案の審議)

衆議院では、11月2日、自民及び公明から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料を納付しない場合における保険給付に関する特例等を設ける厚生年金特例法案（衆第5号）が提出された。また、同月6日、自民及び公明から、参第1号の対案として、年金教育・広報等の事業については専らその事業の用に供する施設の建設等を行わないことを明記する国民年金事業等運営改善法改正案（衆第6号）が提出された。

衆議院厚生労働委員会では、これら2案及び参第1号の3案について、11月14日に趣旨説明を聴取、21日、28日に質疑を行った。

その後、3案のうち、厚生年金特例法案をめぐり与党（自民・公明）と民主との間で修正協議が行われた結果、合意に至った。12月4日の衆議院厚生労働委員会では、同法案について質疑を行った後、自民、民主、公明、共産、社民、国民の与野党6会派共同提案の修正案を可決し、修正議決した。修正の内容は、特例対象者の事業主に対する請求権を国が取得すること、施行状況等を政府が国会に報告すること等を追加するものであった。厚生年金特例法案は、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決され、参議院に提出された。

他方、国民年金事業等運営改善法改正案2案（衆第6号及び参第1号）は、衆議院

厚生労働委員会において継続審査となった。

(参議院における厚生年金特例法案の審議)

参議院では、衆議院から提出された厚生年金特例法案について、委員会で12月6日に趣旨説明を聴取、11日に全会一致で可決した。

翌12月12日の本会議で法案は全会一致で可決、成立した。

(5) 振り込め詐欺救済法案

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺救済法案）は、自民・公明案（第166回国会衆第45号）が第166回国会中の6月7日に衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。また、今国会に入り、民主案（衆第11号）が11月29日に衆議院に提出された。

衆議院では、12月4日の財務金融委員会で両案の趣旨説明及び質疑を行った後、翌5日の同委員会で両案を一本化する新たな法律案を起草し（両案は撤回）、委員会提出の法律案とすることを決定した。同法案（衆第13号）は、12月11日の本会議で可決し、参議院に提出された。

参議院では、同法案について、財政金融委員会で12月13日に趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決した。翌14日の本会議で法案は全会一致で可決、成立した。

(6) 放送法等改正案

放送法等改正案（第166回国会閣法第94号）は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会（NHK）について、経営委員会の監督権限の明確化等によるガバナンス強化、国際放送に係る命令放送制度の見直し（要請放送）等の措置を講ずるほか、認定放送持株会社制度、虚偽放送が行われた際の再発防止計画等に関する規定を整備するものであった。改正案は第166回国会に内閣から衆議院に提出された後、同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、12月6日の総務委員会で自民、民主、公明共同提案の修正案を可決し、改正案を修正議決した。修正の内容は、NHK経営委員会の権限の明確化、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定、再発防止計画に関する改正規定の削除等であった。改正案は、11日の本会議で委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、12月12日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、総務委員会で同日に趣旨説明を聴取した後質疑、翌13日に参考人質疑、20日に質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、衆議院における修正の意義とその評価、協会の執行部と経営委員会及び監査委員会についてのそれぞれの機能と役割、国際放送の実施要請

を行うに際しての放送番組編集の自由の確保、情報の多様性、地域性に配慮した認定放送持ち株会社制度の運用、放送倫理・番組向上機構における自律的な取組への期待、放送行政機関の在り方等であった。

翌12月21日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(7) 政治資金規正法改正案

政治資金をめぐっては、去る第166回国会（常会）において政治資金規正法改正が行われた。しかし、その後も政治資金にかかる不祥事が相次いだことを受け、政治資金の透明性を高めるための政治資金規正法改正をめぐり与野党の実務者による政策協議が行われた結果、12月11日に開かれた与野党の国会対策委員長会談において、自民、民主、公明、社民、国民の5党が1円以上の領収書の原則公開を柱とする政治資金規正法改正案について合意に達し、今国会で成立させることが確認された。

こうした状況を踏まえ、衆議院では、12月19日の倫理選挙特別委員会で政治資金規正法改正案（衆第20号）が委員会提出の法律案として起草された。同改正案は、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出の明細の収支報告書への記載、少額領収書（1件1万円以下の支出）の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであった。改正案は、翌20日の本会議で可決し、参議院に提出された。

参議院では、倫理選挙特別委員会で12月20日に趣旨説明及び質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、本改正の意義と政治に対する国民の信頼確保策、収支報告の特例制度の対象を国会議員関係政治団体に限定する理由と拡大の方向性、領収書の公開について1万円を超える支出と1万円以下とで取扱いを異なることとした根拠、政治団体の収支を政治家ごとに連結して公表する必要性、本改正により必要となる人員体制、政治資金監査の在り方等であった。

翌12月21日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(8) 肝炎対策関連法案

(特定肝炎対策緊急措置法案及び肝炎対策基本法案)

肝炎対策をめぐっては、民主から特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）が10月2日に参議院に、自民及び公明から肝炎対策基本法案（衆第8号）が11月16日に衆議院に提出された。参議院では、参第4号について厚生労働委員会で12月4日に趣旨説明を聴取、6日に質疑を行った。衆議院では、衆第8号について厚生労働委員会で12月4日に趣旨説明を聴取、7日に質疑を行った。両案をめぐっては、12月7日、薬害肝炎訴訟など肝炎問題の解決を目指して国会内で初の与野党協議会が開かれ、患者の早

期救済の観点から今国会中の法案一本化・成立を目指すことが合意された。与野党協議は、会期中に合意に至らず、両案は、それぞれの院で継続審査となった。

(薬害肝炎救済法案)

C型肝炎ウイルスが混入した血液製剤の投与により同ウイルスに感染したとして患者が製薬会社と国に損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟をめぐり、福田内閣総理大臣は、12月23日、原告の求める全員一律救済に応じるための救済法案を議員立法で今国会に提出し、成立を目指す方針を表明した。

これを受け与党肝炎対策プロジェクトチームが原告側と調整しつつ法案の取りまとめを行った結果、平成20年1月7日、自民及び公明から、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（薬害肝炎救済法案）（衆第22号）が衆議院に提出された。

衆議院では、翌1月8日の厚生労働委員会で、同法案について趣旨説明を聴取、参考人質疑及び質疑を行った後、同委員会で同法案の一部を修正した新たな法律案を起草し（衆第22号は撤回）、委員会提出の法律案とすることを決定し、あわせて、ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件について決議を行った。新たな法案（衆第23号）は、同日の本会議で可決し、参議院に提出された。同法案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの感染者を出した薬害事件についての政府の責任を認めた上で、政府の資金及び製造業者等の拠出金で充てる基金から、感染被害者及びその相続人に対し、健康被害の救済を図るためにとして給付金を支給することを内容とするものであった。

参議院では、同法案について、厚生労働委員会で1月10日に趣旨説明を聴取し、参考人並びに衆議院厚生労働委員長代理及び政府に対する質疑を行った後、全会一致で可決し、あわせて、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、薬害再発防止に向けた薬事行政の見直しの必要性、カルテがない患者等の救済方法、先天性の傷病の治療に際して肝炎に感染した者についての対応、すべての肝炎患者等に対する医療費助成、専門医の育成などの総合対策の必要性等であった。

翌1月11日の本会議で、薬害肝炎救済法案は全会一致で可決、成立した。

(9) 農業者戸別所得補償法案

農業者戸別所得補償法案（参第6号）は、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することを内容とするものであった。法案は、10月18日に民主から参議院に提出された。

参議院では、農林水産委員会で10月30日に趣旨説明を聴取、11月1日、6日に質疑、8日に参考人質疑及び発議者に対する質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、民主党の選挙公約と本法律案との整合性、貿易自由化と本法律案との関連、米を主要農産物として対象に含めた理由、米に関する本法律案の需給調整と現行の生産調整との違い、農業者戸別所得補償金の算定方法、経費約1兆円の積算根拠と財源確保策等であった。

翌11月9日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、農林水産委員会で12月5日に趣旨説明を聴取、12日、19日に質疑を行った後、継続審査となった。

(10) イラク人道復興支援特措法廃止法案

イラク人道復興支援特措法廃止法案（参第5号）は、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラク人道復興支援特措法を廃止しようとするものであった。法案は、10月18日に民主から参議院に提出された。

参議院では、外交防衛委員会で11月22日に趣旨説明を聴取、27日に発議者及び政府に対する質疑を行った後、賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、イラクにおける航空自衛隊の輸送支援活動に対する評価、いわゆる戦闘地域と非戦闘地域に関する認識、米英等による対イラク武力行使の正当性、民主党の考えるイラク復興支援策の内容、民主党の国際平和協力についての考え方等であった。

翌11月28日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出された。同院では、20年1月10日にテロ防止・イラク支援特別委員会に付託されたが、審査未了となった。

(11) 日本郵政株式会社等の株式処分停止法案

日本郵政株式会社等の株式処分停止法案（参第7号）は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるものであった。法案は、10月23日に民主、社民、国民の共同提案で参議院に提出された（同法案提出後、同日、国民が会派を解散し、所属していた議員4名は民主に入会）。

参議院では、委員会で12月4日に趣旨説明を聴取、6日に質疑を行った後、11日に賛成多数で可決した。

委員会での主な質疑項目は、郵便局ネットワーク堅持の重要性、民営化の問題点と株式処分の停止の必要性、郵便貯金銀行向けの金融検査マニュアル策定の必要性、本法律案が前提とする郵政民営化の見直しの内容、日本郵政グループの非常勤職員の待遇改善と雇用の確保等であった。

翌12月12日の本会議で、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出されたが、同院で継続審査となった。

4 調査会

参議院改革の一環として昭和61年（1986年）に設けられた参議院の調査会は、通常選挙ごとに設置され、3年を一単位として法律案の提出や政策提言などの活動を行ってきた。

10月5日、国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会の3調査会が新たに設置された。

5 国政調査、その他の案件等

（1）国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、平成20年1月9日に、小沢一郎民主党代表と福田内閣総理大臣との間で、年金記録問題、自衛隊海外派遣の基準等について討議が行われた。

（2）防衛省問題

平成19年10月、守屋武昌前防衛事務次官が防衛専門商社「株式会社山田洋行」の宮崎元伸元専務（株式会社日本ミライズの代表取締役社長・当時）から長年にわたりゴルフなどの接待を受けていた問題が報じられるなど、両者の関係をめぐる疑惑が浮上したことを背景として、補給支援特措法案を審査中の衆議院テロ防止・イラク支援特別委員会は、10月29日、守屋前次官の証人喚問を行った。

参議院では、11月15日の外交防衛委員会で、山田洋行の米津社長の参考人招致（午前）及び守屋氏の証人喚問（午後）を行った。その上で、守屋氏は、宮崎元専務との宴席に額賀財務大臣と久間元防衛大臣が同席したとの証言を行った。

この守屋氏の証言に関し、額賀財務大臣は、11月19日の決算委員会で「宴席に同席したとの記録はない」と答弁し、また、11月22日の財政金融委員会で民主が「宴席は18年12月4日」との同席者の証言があると追及したが、額賀財務大臣はこれを否定した。これに対し、11月27日、財政金融委員会は、防衛省問題と財務大臣の関係に関する件について、来る12月3日に守屋氏と額賀財務大臣を証人喚問することを議決するに至った。しかし、11月28日に守屋氏が防衛装備品調達をめぐる収賄容疑で逮捕されたこと等を受け、30日に民主、自民、公明の参議院議員会長が議長、副議長同席の下で会談し、証人喚問を見送ることで合意した。財政金融委員会は理事懇談会で証人喚問の見送りを決定した。

また、外交防衛委員会では、補給支援特措法案の審査の中で、12月25日、防衛装備品調達などについて参考人質疑を行った。さらに、20年1月8日の委員会で、社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀氏の参考人招致を行った。秋山氏は、山田洋行の毒ガス弾処理事業の下請受注に絡み、同氏が関係する会社に対し山田洋行米国子

会社から地元対策費として約1億円を送金したとの疑惑を否定した。また、11月15日に守屋氏が証言した同氏と久間元防衛大臣、宮崎氏、秋山氏との宴席について否定した。

平成20年1月15日、参議院外交防衛委員会と衆議院テロ防止・イラク支援特別委員会は、それぞれ、守屋氏の証言（次女の留学費用、ゴルフ接待での支払）について同氏を偽証罪の疑いで告発することを議決した。

（3）国会同意人事案件

国家公務員等の任命につき内閣から両議院の同意又は承認を求める国会同意人事案件については、今国会から、議院運営委員会両院合同代表者会議で政府から提示を受ける等の手順を経ることとなった。

11月2日、同会議の初会合で政府から14機関28名の人事案件が提示され、同月13日に両議院に正式に提出された。同日の衆議院本会議では、28名すべてについて同意することに決定した。他方、翌14日の参議院本会議では、国家公務員倫理審査会会长等13機関25名については同意することに決定した一方、労働保険審査会委員等3機関3名については同意しないことに決定した。

6 参議院改革の動き等

（参議院改革協議会）

11月2日、江田議長の主宰により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置して、参議院の選挙制度の抜本的見直しを始めとする諸案件について協議することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

これを受け、同月30日、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員10人以内をもって組織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

参議院改革協議会は、12月4日、第1回協議会を開き、協議会の運営について協議を行った。